

みなさんのプライバシーを守るための「個人情報保護制度」

☎ 相談・情報課 ☎ 内線2215

市では、みなさんのプライバシーに関する情報を非常に多く保有していますが、こうした個人情報や特定個人情報を保護するため、収集する情報の内容やその利用・管理の方法などについてのルールを定めています。

市はどのような個人情報を保有しているのか…

市役所の各課が新たに個人情報を収集する場合は、どのような個人情報を、どのような目的で、いつから、どのような形態で、どこの課で管理するかを記載した「個人情報取扱事務届出書」を作成し、市長のもとに集約しています。平成30年度に作成した新規の届出書は表4のとおりです。

個人情報をほかの部署や国・東京都が利用することは…

市が保有する個人情報は、たとえ市役所内部の部署間であっても、収集したときの目的を超えて利用すること(目的外利用)は禁止しています。また、国や東京都などの外部の組織に提供すること(外部提供)も禁止しています。

しかし、例外として、法令に基づく場合や個人情報保護委員会の承認を得た場合などには、目的外利用や外部提供を行う場合があります。30年度の目的外利用と外部提供の状況は表5のとおりです。

自分の個人情報がどのように管理されているのかを知るには…

自身の個人情報がどのように管理されているのかを知りたい場合は、個人情報の開示請求を行うことができます。30年度の開示請求の状況は表6のとおりです。

個人情報非開示の場合の救済制度は…

個人情報が開示されなかったことに不満がある場合は、市に審査請求をすることができます。市は個人情報保護審査会に諮問し、審査会では非開示の決定が適切であったかどうかを審査します。30年度は、個人情報保護制度に対する審査請求はありませんでした。

特定個人情報はどのように取り扱われているのか…

特定個人情報とは、マイナンバーを内容に含む個人情報のことです。特定個人情報は個人情報の一種ですが、従来の個人情報と違い、本人の同意があっても「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」で認められた事務でしか利用や提供ができないなど、より厳格なルールの下で取り扱われています。

特定個人情報についても、新たに情報を収集する場合や既存の事務に変更があった場合は「特定個人情報取扱事務届出書」を作成しています。30年度に作成した新規の届出書は表7のとおりです。また、30年度は、特定個人情報の開示請求はありませんでした。

表4 新規の個人情報取扱事務届出書の内訳

所管	届出件数	個人情報を取り扱う事務の名称
高齢者支援課	5	認知症初期集中支援推進事業、介護予防活動立ち上げ支援事業、介護職員等の家賃補助金に関する事務、介護職員等の研修費助成に関する事務、介護職員の永年勤続表彰に関する事務
障がい者支援課	3	重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業、障害福祉サービス事業所(及び事業者)の指導及び監査等に関する事務、障害福祉サービス事業所(及び事業者)の指導及び監査等に伴う利用者等に関する事務
健康推進課	1	産後ケア事業に関する事務
スポーツ推進課	1	スポーツに関するボランティアの管理に関わる事務
総務課	1	学校支援ボランティア募集に関する事務

表5 目的外利用と外部提供の項目別内訳

根拠規定	目的外利用	外部提供
法令に基づくもの	25	43
緊急でやむを得ないもの	1	1
本人の同意を得たもの	9	14
個人情報保護委員会の承認を得ているもの	35	21

表6 開示請求の状況

請求件数	処理状況(注1)					審査請求
	開示	一部開示	非開示	不存在	取り下げ	
68	41	22	3	41	1	0

(注1)1件の請求に対して複数の処理が行われる場合があるため、請求件数とは一致しません。

表7 新規の特定個人情報取扱事務届出書の内訳

所管	届出件数	特定個人情報を取り扱う事務の名称
市民課	1	年金生活者支援給付金に関する事務

厳しい制限を設け適正に管理しています

コンピューターによる個人情報処理状況

☎ 情報推進課 ☎ 内線2143

市では「三鷹市個人情報保護条例」および「三鷹市特定個人情報保護条例」の中で、コンピューター処理による個人情報や特定個人情報の取り扱いについて、特に厳しい制限を設けるとともに、情報セキュリティマネージメントシステムの認証の取得や特定個人情報保護評価の実施により、適正な運用を図っています。

4月現在で、市がコンピューターによって個人情報や特定個人情報を処理している主な業務と記録項目は表8のとおりです。

また、市と接続先との通信回線の結合により個人情報の処理を行っている主な業務は表9のとおりです。高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを使用し、適正に運用しています。

表8 コンピューター処理の主な業務と記録項目

個人情報		特定個人情報	
業務名	主な記録項目	業務名	主な記録項目
住民基本台帳業務	氏名、住所	個人番号通知および個人番号カード交付に関する事務	氏名、住所、個人番号
戸籍事務	本籍、構成員氏名	個人住民税の賦課に関する事務	総所得、年税額
印鑑登録に係る事務	印影、登録番号	国民健康保険に関する事務	保険者番号、所得情報
選挙人名簿に関する事務	氏名、投票区	障害者手帳に関する事務	申請種別、交付年月日
災害情報の収集に関する事務	被害発生箇所の住所、被害内容	介護保険制度に関する事務	資格、認定理由
災害時被災者再建支援業務に関する事務	氏名、生活再建支援状況	生活保護に関する事務	申請理由種別、支給情報
母子保健モバイルサービスに関する事務	子の生年月日または出産予定日、子の性別	母子保健事業に関する事務	氏名、妊娠届出書の記録
空き家などの対策に関する事務	空き家の所在地、土地、家屋所有者氏名	児童手当・特例給付の支給に関する事務	対象児童、受給者番号

表9 通信回線の結合により個人情報の処理を行っている主な業務と接続先

業務名	接続先
住民基本台帳ネットワークシステム業務	住民基本台帳ネットワーク都道府県サーバー
公的個人認証サービス業務	地方公共団体情報システム機構公的個人認証サーバー
個人番号カード関連業務	地方公共団体情報システム機構カード管理業務サーバー
東京都電子自治体共同運営電子申請・電子調達サービス業務	東京電子自治体共同運営協議会管理運用サーバー
マルチペイメントネットワークを利用した収納業務	マルチペイメントネットワーク収納機関共同利用センターサーバー
地方税電子申告業務および国税連携業務	地方税共同機構地方税電子申告サーバーおよび国税連携サーバー
コンビニエンスストアにおける証明書交付業務	地方公共団体情報システム機構証明書広域交付センター広域交付サーバー

住民基本台帳ネットワークシステムなどの運用状況

☎ 市民課 ☎ 内線2326

住民基本台帳ネットワークシステムは、みなさんの住民基本台帳情報のうち、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードといった基礎的な情報を全国的にコンピューターでネットワーク化し、さまざまな行政機関が本人確認をする必要があるときに参照できるようにしたものです。これによって、パスポートの申請や年金の現況届など、今まで行政機関への申請や届け出の際に必要とされていた住民票の写しの提出が不要になりました。

平成30年度は、届け出による住民基本台帳情報の変更など、別表1のとおり46,963件の更新処理を行いました。

また、マイナンバーカードの交付件数などは、別表2のとおりです。

別表1 30年度の住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報更新処理件数

30年	月	更新処理件数	30年	月	更新処理件数	31年	月	更新処理件数
	4月	5,535		8月	3,789		12月	3,408
5月	3,749	9月	3,177	1月	3,108			
6月	3,254	10月	3,710	2月	3,383			
7月	3,662	11月	3,237	3月	6,951			
合計				46,963				

別表2 マイナンバーカードなどの交付件数

年度	マイナンバーカード交付件数	住民票の写しの広域交付件数
28年度	17,375	142
29年度	5,697	152
30年度	4,859	167